

## 当院未採用薬（新薬など）の宣伝活動について

当院において当院未採用薬（新規医薬品、デバイス変更等を含む）の宣伝を行う場合は宣伝許可を得てから行ってください。

宣伝許可を得ないまま、当院薬事委員会における採用を申請することはできません。

### 【宣伝活動までの流れ】

#### 1) 下記必要書類をDI担当者へ提出（吉田宣政、楠瀬雄三）（★は必須）

- ① 宣伝許可申請書：4部★  
(当院ホームページ：製薬会社の方よりダウンロードしてください)
- ② 新規医薬品資料（製品情報概要等）：4部★
- ③ インタビューフォーム：1部★
- ④ 適正使用ガイド
- ⑤ 対象疾患ガイドラインなど適正使用に関する情報
- ⑦ 注射剤の場合は、配合変化表

  
DI担当者が書類を確認後、ヒアリングの日程を決定

#### 2) ヒアリング

時間：17時15分～ プレゼン時間15分程度、質疑応答時間10分程度

(時間は前後する場合があります)

場所：薬剤科製剤室または薬剤科部長室

プレゼン形式：パソコンによるスライドショー、または紙資料による説明

(スクリーンは薬剤科にあります)

出席者：部長、副部長、DI担当者2名（いずれか3名以上）

#### 3) 許可証を授受後に宣伝活動開始